



# 多文化

---

01

# 所属歴

## 市民生活部市民課(3年)

担当業務

住民票の異動に関すること

住民票等の証明書発行に関すること

## 人権文化部

## 多文化共生・男女共同参画課(4年目)

担当業務

東大阪市立男女共同参画センター(イコールーム)に関すること

パートナーシップ制度に関すること



# 02 仕事内容

## 人権文化部多文化共生・男女共同参画課

主な仕事内容

【東大阪市立男女共同参画センター(イコーラム)に関すること】

- ・イコーラムの施設管理
- ・イコーラムで実施している講座やイベントの企画・運営の調整
- ・その他イコーラムに関する手続き

【パートナーシップ制度に関すること】

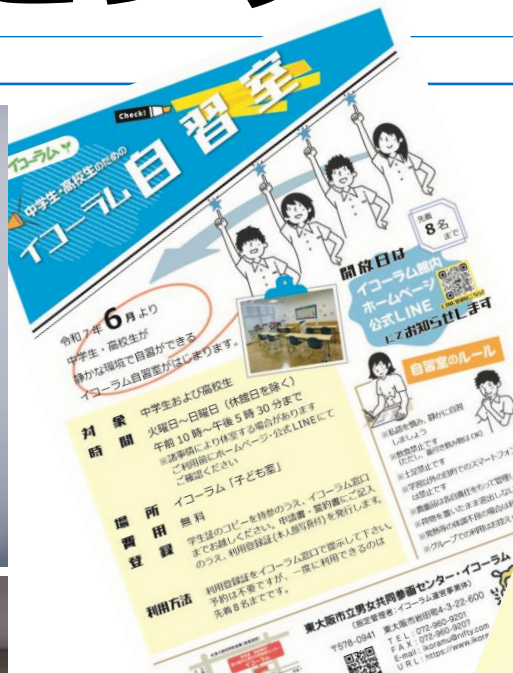
- ・東大阪市パートナーシップ制度の作成業務
- ・東大阪市パートナーシップ制度の周知・啓発業務
- ・LGBTQ+啓発業務

その他当課で行っている業務として、多文化共生に関することなどがあります！



# 03

# 男女共同参画センターとは



# 04 パートナーシップ制度

令和8年7月1日スタート

## 東大阪市 パートナーシップ制度

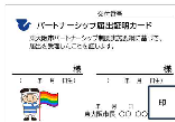
東大阪市は、性別等に関わらず全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けた取組の一つとして、「東大阪市パートナーシップ制度」を実施しています。

### パートナーシップ制度とは？

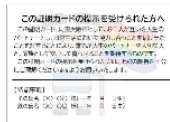
双方または一方が性的マイノリティ当事者であるお二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係にあることを市に届出し、市が届け出た事実を証明します。証明により法的な効力が生じるものではありませんが、誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らせることを期待するものです。  
届出されたお二人には審査のうえ、証明カードを交付します。希望者は、証明カードに子または親を記載することも可能です。

### 東大阪市が交付するパートナーシップ届出証明カード

<表面>



<裏面>



### 制度を利用できる人

- 制度を利用するお二人が成年に達していること。
- お二人のうち少なくともどちらかが東大阪市内に住所を有していること。
- お二人とも現に婚姻をしていないこと。
- お二人が届出を行う人以外の人とパートナーシップ関係にないこと。
- お二人が近親者の関係ではないこと。

※双方で養子縁組をしている場合は届出できます。

令和8年7月1日スタート

## 東大阪市 パートナーシップ制度

東大阪市は、  
性別等にかかわらず  
全ての人の人権が尊重される  
社会の実現に向けた取組を実施しています。

東大阪市パートナーシップ制度

問い合わせ先  
人権文化部 多文化共生・男女共同参画課  
TEL:06-4309-3300



手続き方法や利用できるサービスなど、制度に関する詳細は市ウェブサイトをご覧ください。

